

京都駅前バスターミナル乗車券販売機PRフラッグ設置及びラッピング施工業務 仕様書

1 業務名称

京都駅前バスターミナル乗車券販売機ラッピング及びPRフラッグ設置業務（以下、「本業務」という。）

2 業務目的

京都駅前バスターミナル総合案内版付近に設置している乗車券販売機3台（以下、「自販機」という。）について、お客様の列が輻輳した際に隠れてしまい、視認性が低下している。

本業務では、この状況を改善するため、自販機設置場所の直近柱から自販機上部にPRフラッグを設置することで場所を明示するとともに、自販機で「地下鉄・バス1日券」を販売していることが分かるよう、自販機にラッピングを施すもの。

3 委託期間

契約の日から令和8年2月27日(金)まで

4 履行場所

京都府京都市下京区東塩小路町 京都駅前バスターミナル（自販機位置図は別紙1参照）

5 業務内容

以下のとおりとする。

なお、契約締結後に速やかに履行スケジュールを提出すること。

(1) PRフラッグ制作（イメージは別紙2参照）

ア 規格

- ・ サイズ 600mm角
- ・ 素材 ターポリン加工
- ・ 印刷 フルカラー両面
- ・ 枚数 3枚

イ 構成

次の内容を必ず含めること。

- ・ 地下鉄・バス1日券の券面画像（ただし発注者から支給）
- ・ 以下の文言

地下鉄・バス1日券 (Subway & Bus 1-Day Pass)
販売中 (FOR SALE)
優待あり (Discounts & Special Offers)
乗り放題 (Unlimited rides)
大人 1,100円、こども 550円 (Adult 1,100円、Child 550円)

ウ 意匠制作・校正

- ・ 発注者から指示された内容を含め、お客様にとって伝わりやすいものとなるよう効果的に配置すること。
- ・ 意匠案には、採用している色彩のマンセル値を明示すること。
なお、色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色を表示面の50%未満とすること。
- ・ 発注者の承認を得るまで繰り返し校正すること。

(2) 自販機ラッピング意匠制作 (イメージは別紙3参照)

ア 規格

- ・ 正面 (W)600mm×(H)930mm
- ・ 左右側面 (W)300mm×(H)1570mm

(参考) 自販機の仕様

- ・ メーカー 高見沢サイバネティックス
- ・ 型式 T C V - 9 6 8 1
- ・ 寸法 (W)600mm×(H)1570mm×(D)300mm

イ 構成

次の内容を必ず含めること。

- ・ 地下鉄・市バスのピクト (ただし正面のみ)
- ・ 「地下鉄・バス1日券」HP (<https://oneday-pass.kyoto/>)の二次元コード及び詳細はこちら (More Information here) の文言
- ・ 以下の文言

地下鉄・バス1日券 (Subway&Bus 1-Day Pass)
販売中 (FOR SALE)
約50か所の施設で優待あり (Discounts or other Special Offers at about 50 spots)
地下鉄・市バス (観光特急バスを含む) などが乗り放題 (Unlimited pass for Kyoto City Subway, Kyoto City Bus(including Sightseeing Limited Express Bus), etc.)
大人 1,100円、こども 550円 (Adult 1,100円、Child 550円)

- ・ 箱書きで以下を掲載 (ただし正面のみ)
- 管理者名 一般社団法人 京都市交通局協力会
連絡先住所 京都市右京区太秦下刑部町12 サンサ右京3F
電話番号 (0120) 075-012
※ 営業時間 8:45~17:30 (土・日・祝及び12/29~1/3除く)
※ 市バス・地下鉄案内所でも対応しております。 (土・日・祝 7:30~19:30)
※ 営業時間外は080-8541-0193まで御連絡ください。

自販機販売番号 D-1/D-2/D-3 (※自販機附番と合わせる)

ウ 意匠制作・校正

(1)ウと同様とする。

なお、PRフラッグとトンマナを合わせること。

(3) 施工作業

- ・ (1)及び(2)で制作したPRフラッグ及びラッピング意匠について、履行場所において施工すること。
- ・ 施工作業実施前に現地調査を行う場合は、発注者と日時を協議のうえ、発注者を帯同して実施すること。
- ・ 施工作業は原則平日1日間・夜間作業とし、作業日は発注者と協議して決定すること。
- ・ 施工作業に必要な申請については、以下のとおり行うこととする。
 - ① 京都駅北口広場管理組合への作業申請：発注者で申請
 - ② 下京警察署への道路使用許可申請：受注者で申請※
 - ※ ただし、作業車をターミナルに留置する場合のみ申請
- ・ PRフラッグの設置に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ① 吊下器具の規格等は次のとおりとすること。
 - 材質：金属
 - サイズ：取付円柱に合わせて製作すること。
 - ② 円柱にビス及びアンカー止めは禁止する。
 - ③ 脱着可能な仕様とし、風などに煽られても容易に外れたり破損しないよう強固な仕様にて提案すること。
 - ④ 吊下器具にぐらつき等がないよう、安全性の確認を厳重に行うこと。
- ・ ラッピングフィルム貼付時、ラッピングフィルムを破損した場合、又は貼付作業の不具合等により、ラッピングに歪み等が発生した場合、受注者の費用負担により、ラッピングフィルムの貼付施工のやり直しを行うこと。

(4) 意匠データの提出

本業務において制作した意匠の完成データについて、最新のパターンファイルを用いたソフトウェアによりコンピューターウィルス等の感染していないことを確認のうえ、AIデータ、PDFデータ、JPEGデータの3つのファイル形式で提出すること（加工可能なデータ含む）。

6 完了報告

本業務完了後、受注者は発注者に対し、その旨を書面（施工前、施工後の写真を含む）で報告すること。

7 委託料の支払い

発注者は、履行場所において本業務が適切に履行されていることを確認後、受注者からの適法な支払請求書を受理したときは、30日以内に受注者に当該請求金額を支払うこととする。

8 仕様書の変更

発注者は、本仕様書の定めるところにかかわらず、本業務を迅速・適切に遂行するために必要であり、かつ適当と認めた時には、受注者と協議のうえ、仕様書の内容を変更することができる。

9 再委託の禁止等

- (1) 包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、京都市交通局契約規程第44条の規定に基づき、あらかじめ書面により発注者の承認を得ること。
- (2) 再委託先は、本業務において受注者が負う義務と同等の義務を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先の行為について再委託先と連携し、その責任を負うものとする。

10 遵守事項

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様書、発注者の各規程その他の諸法規を遵守すること。また、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意するとともに、「個人情報保護法」及び「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。
- (2) 受注者は発注者と十分連絡を取り合い、本業務の遂行に必要な指示及び承認を得なければならない。
- (3) 受注者は、本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本業務実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、発注者の指示に従うこと。

11 特記事項

- (1) 本業務で制作した意匠に係る諸権利は全て発注者に帰属する。
- (2) 本業務において制作した意匠については、受注者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受注者は、本業務において制作した意匠が、第三者の著作権やその他知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に保証し、また、第三者から知的財産権の侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

別紙1 京都駅前バスターミナル自販機位置図

▶ 自販機は下図①～③のとおり3か所に設置済

▶ 自販機販売番号は、

- ① : D-1
- ② : D-2
- ③ : D-3



別紙2 PRフラッグイメージ

▶規格



(単位:mm)

※ 意匠はイメージであり、このとおりの配置による必要はありません。

▶施工イメージ(自販機①)



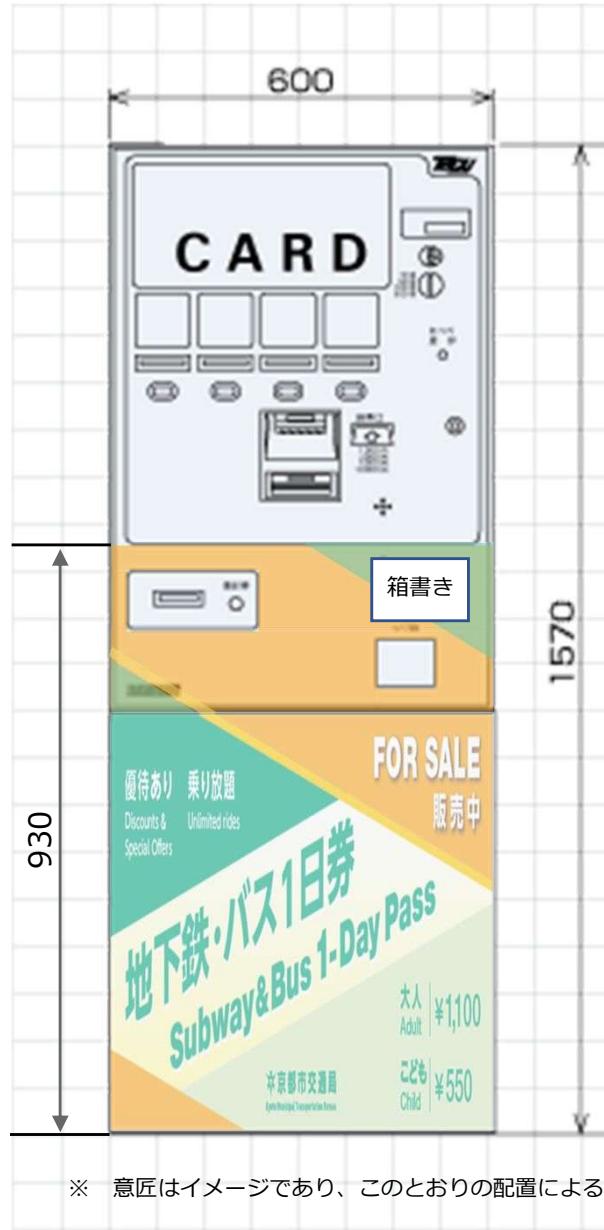
別紙2 PRフラッグイメージ

▶施工イメージ(自販機②及び③)



別紙3 自販機ラッピングイメージ

▶規格(正面)



▶規格(左右)



▶施工イメージ



※ 意匠はイメージであり、このとおりの配置による必要はありません。

(単位:mm)